

令01原機（環保）014

令和元年11月7日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉敏雄

施設定期検査申請書に係る記載事項の変更について（届出）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の10第1項の規定に基づき、平成26年10月22日付け26原機（大環）003（平成27年2月24日付け26原機（大環）008、平成27年4月10日付け27原機（大環）002、平成28年4月14日付け28原機（大環）003、平成28年6月30日付け28原機（大環）011、平成29年9月12日付け29原機（大環）014、平成30年2月26日付け29原機（大環）021、平成30年4月27日付け30原機（環保）005、平成30年8月23日付け30原機（環保）014、平成30年11月2日付け30原機（環保）016、平成31年4月25日付け31原機（環保）001及び令和元年8月8日付け令01原機（環保）012で変更届出）をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設に係る施設定期検査申請書に記載された事項を、別添のとおり変更したので、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第19条第2項の規定に基づき届け出ます。

1. 変更の内容

申請書記載事項「3. 検査を受けようとする事項及び期日」の「2) 期日」の「検査の対象」を別紙のように変更する。

2. 変更の理由

廃棄物管理設備本体の処理施設のうち、液体廃棄物の処理施設である化学処理装置の処理能力検査について、貯留している廃液が少なく処理に必要な廃液が確保できず、前回の施設定期検査から1年以内に受検できないため。

(変更前)

3. 検査を受けようとする事項及び期日

2) 期日

検査の対象	検査を受けようとする期日		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物受入れ施設 ・ 廃棄物管理設備本体 ・ 計測制御系統施設 ・ 放射線管理施設 ・ 廃棄物管理設備の附属施設 	施設定期検査期間：平成26年12月1日～未定		
	第18回 検査期間 平成27年4月15日 ～平成27年4月28日	第18回(その2) 検査期間 平成28年4月28日 ～平成28年11月11日	第18回(その3) 検査期間 平成29年10月24日 ～平成30年6月20日

検査の対象	検査を受けようとする期日	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物管理設備本体 ・ 計測制御系統施設 	施設定期検査期間：平成26年12月1日～未定	
	第18回(その4) 検査期間 平成30年12月4日 ～平成30年12月6日	

検査の対象	検査を受けようとする期日
<ul style="list-style-type: none"> • 放射性廃棄物の受入れ施設 • 廃棄物管理設備本体 • 計測制御系統施設 • 放射線管理施設 • その他廃棄物管理設備の 附属施設 	<p>施設定期検査期間：平成26年12月1日 ～ 未定</p> <p>第18回（その5）</p> <p>検査期間</p> <p>令和元年6月18日 ～令和元年11月29日（予定）</p>

(変更後)

3. 検査を受けようとする事項及び期日

2) 期日

検査の対象	検査を受けようとする期日		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物受入れ施設 ・ 廃棄物管理設備本体 ・ 計測制御系統施設 ・ 放射線管理施設 ・ 廃棄物管理設備の附属施設 	第18回 検査期間 平成27年4月15日 ～平成27年4月28日	第18回(その2) 検査期間 平成28年4月28日 ～平成28年11月11日	第18回(その3) 検査期間 平成29年10月24日 ～平成30年6月20日
	施設定期検査期間：平成26年12月1日～未定		

検査の対象	検査を受けようとする期日	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物管理設備本体 ・ 計測制御系統施設 	施設定期検査期間：平成26年12月1日～未定	
	第18回(その4) 検査期間 平成30年12月4日 ～平成30年12月6日	

検査の対象	検査を受けようとする期日
<ul style="list-style-type: none"> • 放射性廃棄物の受入れ施設 • 廃棄物管理設備本体* • 計測制御系統施設 • 放射線管理施設 • その他廃棄物管理設備の 附属施設 	<p style="text-align: center;">施設定期検査期間：平成26年12月1日 ～ 未定</p> <p style="text-align: center;">第18回（その5）</p> <p style="text-align: center;">検査期間</p> <p style="text-align: center;">令和元年6月18日 ～令和元年11月29日（予定）</p>

*： 廃棄物管理設備本体の処理施設のうち、液体廃棄物の処理施設である化学処理装置の処理能力検査については、令和元年11月7日現在、放射性廃棄物の受入れ施設である廃液貯槽に貯留している廃液が少なく、事業者検査が実施できず、前回の施設定期検査から1年以内に受検できる状態にないことから除外する。